

市民的利益の調整と統治権の偶然性 —ヘーゲル法哲学における官職をめぐる偶然性とアルノルト事件—

Regulating the Private Interests and Contingency of Sovereign Power ;
Chance of Government Post and Müller Arnold Case in Hegel's philosophy of Law

大 藪 敏 宏
OYABU Toshihiro

近代哲学は偶然性の問題を排除したとされてきたが、ヘーゲル法哲学における立憲君主制下における最終決定や政府との関係における偶然性ならびに王位の自然的世襲制の偶然性の問題に続いて、統治権の偶然性について取り上げる。国家三権の構成の改変を背景に、統治権や執行権における偶然性を、執行権と司法権とが分節化していく世界史的近代化の中で再規定する。直訴の偶然性や大権判決の偶然性がどのような歴史的使命を担わざるを得なかったのかを国家哲学と歴史哲学の形成の中に位置づけることで、法哲学の体系的偶然性が顕現するシンギュラリティ(特異点)があることが、示唆される。

キーワード： 統治権、司法権、濫用、水論、大権判決、ミネルヴァの梟、歴史の天使

1. はじめに—水利権をめぐる統治権の濫用とアルノルト事件

近代哲学は偶然性を哲学から基本的に排除することを目指しており、その典型としてヘーゲル哲学は偶然的なものの排除を狙いとしたとか、偶然性を否定したというような解説が通説的に語られてきた¹。しかし実際には、ヘーゲル自身は『哲学的諸学のエンチクロペディ』で「真理に到達するためには、端的に偶然的なものを除去しなければならない、というかのように理解されてはならない」(W8,S.286f.)と講じている²。また実際にヘーゲルの主著の一つである『法哲学綱要』のテキストを具体的に読むならば、これほど偶然性という概念が頻繁に登場する哲学書は稀と言っていいほどに社会的場面や公共空間における偶然性の問題にいたるところで取り組んでいることが、明らかになる。すなわちこれまでの詳細な研究によって、その緒論、第一部抽象法、第二部道徳、第三部人倫の第二章市民社会までは、体系的に一貫して偶然性が法哲学の体系的展開において中心的とも言えるほどに重要な機能を果たしていたことが確認された³。

しかし、その第三部人倫の第三章国家においては事情が一変して法体系における偶然性をめぐる強靱な一貫性が破綻する。その第三部第三章においては立憲君主制を前提として君主権の「無根拠の決定」によって国家の「主権が現実存在するに至る」とされていた。また君主は恣意つま

り偶然的意志によって最高審議職を選任し解任できながら、その最高審議職が君主の決定を仰いで行った統治行為について君主は一切の責任を問われなくても書かれていた。こうした主権の現実存在をめぐる立憲君主の最終決定ならびに最高審議職との法的ならびに社会的関係における偶然性の問題、さらに王位の自然的世襲制の偶然性の問題の研究に続いて⁴、本稿では王位ではなく官位への任用における偶然性の問題、また市民的利益の調整と統治権の偶然的恣意的濫用における法哲学上の偶然性の問題について、ヘーゲルの法権利の哲学がどのように取り組み、あるいは取り組まなかったのかについて明らかにしたい。特に近代ドイツ法制史上に有名な水車製粉屋アルノルト事件の大権判決に対するヘーゲル哲学の肯定的評価について、本稿ではその法哲学の体系的な一貫性という内在的研究視点から、その法哲学的意味について考察することにしたい。

2. 市民的利益の調整と統治

立法権(*gesetzgebende Gewalt*)・執行権(*ausführende Gewalt*)・司法権(*richterliche Gewalt*)からなるカントの権力分立論において、司法権の代わりに君主権(*fürstliche Gewalt*)を位置づけるという訂正を、ヘーゲルは行った。ではヘーゲルの法哲学において司法権はどこに行ったのかといえば、それは執行権ならぬ統治権(*Regierungsgewalt*)のもとに含まれることになっている。つまりその統治権のもとには司法権と福祉行政権とが含まれていて、これらはより直接的に市民社会の特殊面と関係をもっていて市民社会の特殊的目的の中で普遍的利益の実現をもたらすものと位置づけられている。そして半面で統治権は、基本的には君主主権が決定したことを実施して適用することと位置づけられている(S.457, 287節本文544頁)。ということは一方において、統治権の中には市民社会という下からの特殊利益を調整することによって普遍的利益を実現して、まさにその普遍的利益によって特殊利益という市民社会の原理を実現するという下からの利益を調整して国家の普遍性にもたらすという側面があることになる。これが、統治権のうちの司法権と福祉行政権である。同時に他方において、統治権においては君主の主権が決定したことを実施するという、上からの決定事項による「普遍的な国家利益と法律的な事柄」を市民社会の「特殊権利のなかで確実に確保する」(S.458, 289節本文545頁)という側面もあることになる。つまり統治権において、市民社会から国家体制への下から上への特殊利益の実現という側面と、君主主権の国家体制から市民社会への上から下への普遍的利益の実現という側面との、二つの側面が存在することになる⁵。そしてヘーゲルの統治権論においては、後者の統治権が主として論じられて、前者の側面は後者の統治権を叙述する際に補足的に言及されるのみとなっている。この後者の統治権を実現するための「配慮と管理」を任されるのが「統治権の代理人」(S.458, 289節本文545頁)である「国家官吏(*Staatsbeamten*)」と「上級官庁〔諮問機関〕」である(S.458, 289節本文545頁)。

こうした中で市民社会は「万人に対する万人の個人的私益の闘争場」「個人的私益が共同の特殊な要件に対して紛争(*Konflikt*)する場」(S.458, 289節注解545頁)として、国家とは峻別されるだけでなく国家と「紛争」する場でもある、とされている。しかし市民社会の特殊利益は、国家においてこそ実現することができる(この点において、ヘーゲルは社会契約説の成果の上に立っているということもできるかもしれない)からという法哲学の主権論の論理によって、市民社会自

身のうちに国家に「転化(umschlägt)」する契機もあり、これが「市民の愛国心の秘密(das Geheimnis des Patriotismus der Bürger)」(S.458, 289節注解546頁)ともいう。

3. 公務員任用の偶然性

さてこの統治権における偶然性という観点から問題となるのは、まず第一に、「官吏」ないし「国家公務員(Staatsdiener)」(S.462, 294節注解550頁)に誰になるのか、ということをめぐる個人と官職との「官職関係」(S.462, 294節注解550頁)である。そして第二に、官庁による統治権の濫用の問題である。この第一の問題と第二の問題とは関連した問題でもあるが、まず第一の問題から入ることとする。

統治のための公務は、実際の場面では「個人によって完遂されて現実化される」(S.460, 291節本文548頁)。となると、いったいどの個人が、その統治の職務に就くのかという公務員採用ないし人事の問題が生じる。君主の即位に関しては、ヘーゲルは世襲という「自然性」に依拠したが⁶、統治の職務と個人の間には「いかなる直接的自然的な結びつきもない」(S.461, 291節本文548頁)という。したがってこの職務に対して「諸個人は自然的な人格性と生まれによって就くべく規定されているのではない」(S.461, 291節本文548頁)という当然の帰結となる。官職に世襲が認められないという当たり前の帰結が導かれている。この統治の職務に個人を任命するための「客観的契機は、彼らの能力についての判別と証明である」(S.461, 291節本文548頁)とも書かれているから、獵官に対してはヘーゲルは基本的に能力主義の立場であるようにも思われる。しかし他方で、「公務に就くための客観的資格」は、たとえば芸術の場合のように「天才性のうちにあるのではない」から、相対的に誰が優れているかを選ぶかには「絶対的には決められない」(S.461, 292節本文548頁)という偶然性が残ることをヘーゲルは認める。この公務員採用に偶然性がともなうという事自体は、どのように客観的な採用試験の制度を工夫しても、厳密に考えれば否定しようのない事実である。しかし、この偶然性からヘーゲルは君主の決断(決定)に無条件に委ねている。つまり「それぞれのために相互に常に偶然的な(zufälliger)二側面としての個人と官職とをこのように結合させることは、決定(entscheidenden)権と主権をもつ国家権力としての君主権に帰属する」(S.461, 292節本文549頁)。ここで個人の人格と官職との間の結びつきが相互に偶然的であるというのは、277節本文における「国家の職務や活動と、特殊な人格性そのものとの結びつきは、外面的で偶然的である」(S.442, 277節本文528頁)という叙述と合致しており、この点では「偶然的」という概念を明示している法哲学という点でも一貫しているといえる。しかし、官僚人事に関する君主権への帰属については、公務員任用に関して客観性を高めるための条件等すら、ヘーゲルは何も考察していないので、ほとんど無条件ということになっている。これは、これまでの社会生活内部におけるさまざまな偶然性に対して包括的かつ詳細な社会哲学的考察を展開してきたヘーゲルの法哲学がここにきて偶然性問題に関して一貫性が保持されているのか、疑義を生じさせることになっている。

特に「決断主義」が抱える偶然性の問題について、既に道徳における偶然性において見たように、「道徳」の140節においては「ただその決断(Entscheidung)のみが客観的なものをなしているにすぎない」(S.270, 140節注解354頁)という叙述によって、決断だけでは客観性の保証としては

全く不足しているということを厳しく批判していたのと比べて、この君主権や統治権における偶然性においては君主権の「決断＝決定(Entscheidung)」においてはこうした偶然性の問題は解決して客観性が保証されているかのような叙述になっているし、こうした「第二部 道徳 第三章 善と良心」と「第三部 人倫 第三章 国家」との間の偶然性の取り扱いをめぐる一貫性の齟齬を埋めて補足するような説明があるわけでもない。抽象法・道徳・家族・市民社会論までの偶然性に関するヘーゲルの包括的な社会哲学が周到さと詳細さでも一貫していたことを詳細かつ具体的に確認してきたからこそ⁷、それらに比べて、君主権や統治権における偶然性の考察がかなり簡略化され省略されているという印象をもたざるをえない。

4. 官職の偶然性と統治権の濫用

官職にどの個人的人格が就くのかという偶然性をともなうこの官僚人事が、君主権に委ねられるだけではなく、この君主権が職務を委ねることによって、さらにこの職務自体が偶然性を免れるという議論が、293節で展開される。——「君主制が諸官庁に委ねる特殊な諸国務は、君主に内在する主権の客観的側面の一部をなす。これらの国務の規定された区別も、ことごらの本性によって与えられる。だから諸官庁の活動が義務の遂行であるように、その業務もまた偶然性を免れた権利である」(S.461, 293節本文549頁)——。君主主権の客観性から官庁の職務が「偶然性から免れた権利である」というのを導き出す論理が以上ですべてであるが、これが説得的であるかどうかは議論の余地が残るであろう。ただ、この「偶然性から免れた権利」というのが、官僚に任官された以上は、その官僚の職務はその官僚個人にとって義務であると同時に権利であって、任官されて以後はたんに偶然的に担当しているのとは異なって、相当の客観的な罷免手続きを経なければその職を解くことはできないという意味であって、官僚の職務遂行には偶然性が含まれないという意味ではないと解釈すれば、異論の余地は少なくなる。確かにこうした解釈は、次の294節によって裏付けることができる。ここでは「官職」が、「恣意的で気ままな勤め」(S.462, 294節注解550頁)ではなくて「義務にかなった勤め」(S.462, 294節注解550頁)である限りにおいてのみ、その官職を「手に入れる権利」を与えると記されているからである。ここで義務と権利とは、155節に言及されているように「抽象法」においても「道徳」においても既に同じコインの表裏のように収斂していたし、また261節で言及されていたように「国家」においても一体性をもつことが指摘されていた。しかし「官職」における義務と権利とは、官職は「義務に適っている」限りにおいて「偶然性から免れた権利である」ということが言われるために、官職は「恣意的で気ままな勤めではない」ということが言われている。この客観的な職務遂行が義務だから偶然性から免れた権利だという論理は、ほとんど「汝為すべきであるがゆえに、なし得る」という定言命法の論理と同様であり、為すべき義務であつても、その義務が為されるかどうか偶然性に晒されるという客観的な偶然性の問題⁸、つまりヘーゲルが道徳行為論において特に140節において詳細に展開したような善の悪への逆転というような弁証法的偶然性の問題は⁹、「統治権」においては展開されていない。この任官された官僚の官職に就くという「偶然性を免れた権利」というのは、実はそうした客観的な職務を遂行するという義務に適う限りで、その官僚個人の特殊的利益が実現する、つまり「資産を得て自分の特殊性を満足させる保証を得る」(S.461, 294節

本文550頁)ということが述べられているから、この官僚個人もまた特殊的「福祉」の実現という市民社会の原理で動き、かつ官職によって自分の特殊的福祉を実現する市民社会的権利をもつのだということを主張している点において、ヘーゲルは福祉への配慮という「市民社会」章以来の、あるいは「道徳」の章以来の主観的特殊性の原理を、「統治権」を担う官職においても一貫させているということはある。

では官僚の職務が偶然性に左右されて恣意的になって、その結果として統治権の遂行の客観性が脅かされるという心配はないのであろうか。こうした問題での偶然性は、だから今まで取りあげた293節や294節で登場する偶然性や恣意性の問題というよりも、295節でとりあげられる官僚による統治権の偶然的恣意的濫用の問題と考えるべきなのである。

これが、先に提示しておいた統治権における偶然性をめぐる第二の問題である、官庁による統治権の濫用の問題である。295節では「国家と被治者を、諸官庁とその官吏の側からの権力の濫用から保護するための保障」は、一面では「官吏の位階制と責任制(Hierarchie und Verantwortlichkeit)」であり、他面では「地方共同体と職業団体との権限が認められていること」のうちにある、とされている。

こうした官吏の権力濫用に対するヘーゲルの議論では、第一に、こうした議論そのものが、権力の偶然的濫用に対する抑制と均衡(チェック・アンド・バランス)の論理になっていて、このことがヘーゲルの法哲学の首尾一貫性を崩しているのではないか、という問題がある。つまり抑制と均衡という今日的な三権分立の制度を支えている力学的発想に対しては、ヘーゲルの法哲学は272節において既に、「抑制と均衡(チェック・アンド・バランス)」の思想にもとづく今日的な三権分立論に対して、「こうした均衡は生きた統一ではない」(S.433, 272節注解518頁)として、「否定的悟性」の思想であり「賤民」の心術であると非難していたことは、以前に検討した通りである¹⁰。この295節では三権分立の文脈ではなく、その中の統治権における官僚の権力濫用に対して、市民社会の職業団体や地方共同体の権限が認められることによって、「官吏に委ねられている権力の中へ、主観的恣意が混入することが対自的に阻止される」(S.463, 295節本文551頁)と記されているのである。この295節本文の議論は、272節における論理とは齟齬をきたしていないであろうかが疑問である。272節注解においては、機械論的とも力学的ともいえるような抑制と均衡による権力抑制の論理に対して、「各権力が他の諸権力に対していただくのは、各自に対するある種の敵意、一種の不安である。そして各権力の使命となるのは、他の諸権力に対抗し、この対抗を通じてある種の一般的均衡(ein allgemeines Gleichgewicht)を成立させることになるが、しかしこうした均衡は生きた統一(eine lebendige Einheit)ではない」(S.433, 272節注解518頁)と批判していたのである。しかし官吏の「権力」に対して職業団体や地方自治団体の「権限」を認めることによって、統治権の官吏の権力への偶然的な意志つまり恣意の混入が「阻止される」という295節本文の論理は、272節注解の表現を使えば「一種の敵意、一種の不安」による権力抑制の論理ではないだろうか。こうした抑制ないし「一般的均衡」の論理は「生きた統一」と言えるかといえ、ヘーゲル自身が272節注解で展開した論理に内在する立場からしても無理と言わざるをえないのではないだろうか。とすれば、272節と295節との間に、論理的にも思想的にも首尾一貫性の破綻があるということになるであろう。これは内在的な論理齟齬の指摘であって、たとえば唯物論的とかフェミニズムやジェンダー論や多文化主義や持続可能性というようなクロノロジカルに

時代の異なる外在的な価値規範基準を外的に適用することによる（そういう意味でアナクロニズム的な）外在的批判ではない。

さらにこの問題を君主主権との関連からは、以下のような問題も生じる。確かに官僚が勤めにおいて客観的義務を果たしている限り、恣意的に辞めさせることはできない。そういう意味だとすれば、さらにその次の段階で、では恣意的に辞めさせることができる恣意的主体は誰かという、それは今までの行論の文脈からすれば、究極的に君主以外に考えられない。では君主には恣意的に官吏を罷免することができるのかと言えば、292節までの行論を参照すれば、そのような恣意的な罷免の決定を君主のみはすることができるはずである。しかし、この294節では「義務にかなった勤め」を果たしている限り、官吏にはその官職を手に入れることができるとヘーゲルは注解している。つまり、君主の恣意の権限が官吏の「権利」と矛盾する結果になっているのであるが、ヘーゲルはそれを自覚しているのかしていないのか、ヘーゲルの法哲学はこの矛盾を放置している。この官職就任遂行の権利をめぐる矛盾の問題、つまり任官についての君主の恣意的権限と官吏の側の「偶然性から免れた権利」をめぐる両者の偶然性が衝突し矛盾する事態が法哲学において生じていることになる。君主の偶然的任免の権力と官吏の偶然性から免れる権利との矛盾、いわば二つの偶然が官吏任免をめぐる矛盾したままになっている。このような二つの偶然性の矛盾衝突というような、偶然性をめぐる法哲学行論上の矛盾は、これまでの第一部抽象法や第二部道徳以来のヘーゲル法哲学の偶然性に関する網羅的包括的法哲学からすると著しい一貫性の例外的破綻とすることができる。やはり君主主権をめぐる法哲学には、質的劣化とも見え得るような特異点(シンギュラリティ)が特徴的なものとして指摘できる。

5. アルノルト事件と立憲君主制論の偶然性

この文脈でさらに第一に問題になるのは、こうした議論で官僚による権力の濫用の防止として十分であるか、という点である。今日の「構造改革」の中心は行政の構造改革であり、これは行政官僚が自分たち自身の市民社会的特殊権益の追求を公共的利益よりも優先させて、自分たちの天下り先の確保等のためにいたずらに特殊法人を増大させて国民の公共的な利益を阻害する結果となったという事情を見れば、市民社会の職業団体や地方自治団体の権限を認めたり、官吏の位階制や責任制を整備したりするだけで十分であるとは認めがたい。しかし、こうした問題に対する官吏への「上からの監督」をヘーゲルは認めながらも、さらにこうした官吏への監督も「下僚に対してと同時に上司にも対抗して結託した一身分としての官吏たちの共同の利益によって妨害される」(S.463, 295節注解551頁)ことにまで既に考察していたのである。こうした官吏の特殊利益による普遍的利益への阻害要因ともなるような偶然的恣意的権力濫用について、ヘーゲルは既に考察していたのである。このような国家官僚による統治行為の濫用について逸早く取り上げて政治哲学的というよりも行政学的領域における偶然性に関する行政哲学的な問題点を哲学的に分析するというのは、まだ行政社会学も登場していない19世紀前半という段階においては、相当に先駆的な官僚政治への現代的批判的分析とすることができる。

しかし、にもかかわらず、この官吏による偶然的権力濫用の問題に対して、官僚の主観的恣意が混入することを「阻止」するための官僚の位階制とか地方自治団体とか職業団体の「制度が不

完全な場合」には、君主の「主権が上から介入することが必要となり、正当になる」(S.463, 295節注解551頁)としているのである¹¹。ここでヘーゲルは水車製粉屋アルノルト事件に対するフリードリッヒ2世(大王)の介入を例示しているから、これは行政官僚による法の執行や裁判官の法による司法的判決よりも、君主主権の大権による判決(Machtspruch)を正当とする立場を、ヘーゲルは採っていることになる。

これは既に見たような君主主権の万能化ではないかという疑いが生じるだけでなく、「無条件の主観性という形式主義」(S.427, 270節注解510頁)への批判が君主の主観性には適用されないのかというのが現実主義的な観点から問題になるだけでなく、さらに275節本文の君主権の「総体性の三契機」(S.441, 275節本文526頁)のうちの「君主権の第三契機」(S.455, 285節本文542頁)をなす「憲法と諸法律」とも内在的に齟齬をきたす疑いがある。アルノルト事件を例示している以上は、法による裁判所の判決よりも大権による判決を「正当」としているのであるが、これは君主の大権が「君主権の第三契機」である「憲法と諸法律」と矛盾することがあり得るということ、これをヘーゲル自身が295節注解で認めたということになるだけでなく、その場合には君主の大権の方が「憲法と諸法律」に対して優位に立つと認めているのであって、これは275節や285節で展開していた君主権の「総体性の三契機」を無力化する矛盾である¹²。司法や裁判官の判決をめぐる偶然性については既に「市民社会 B 司法活動」のところで見たとおり詳細に哲学的批判的考察を包括的に行っていたのと比べると¹³、「国内体制」論における「君主権」による偶然性の解決はかなり安易ではないかという疑問が生じる。もちろん君主権の「総体性の三契機」を展開した275節において、君主の「自己規定としての最終決定の契機」が他の契機に比べて優位にあるのだという論理になっているとすれば、それはもはや弁証法的な「総体性」の論理と言えるほどのものとは言えなくなり、ヘーゲルがイェーナ期から展開してきた弁証法的な「総体性」の論理からの逸脱を示していることになる¹⁴。このような「総体性」をめぐる弁証法的な論理学に内在する視点からの問題は、ヘーゲルの法哲学の国家論においては、ヘーゲルの君主論が封建的君主論でもなく専制君主論でもなく立憲君主論でなければならない理由であった「憲法と諸法律」に依拠する君主制という論点との齟齬ないし破綻を見せているといっても過言ではない。このことは、1814年以後のティボーとサヴィニーとの間の法典論争において、早期に憲法典を整備すべきだと主張したティボーを支持して、サヴィニーに対して名指しではないにしても211節注解で国民に対する「最大の侮蔑」(S.363, 211節注解441頁)という表現で批判したヘーゲルの法典主義的な立場とも齟齬をきたしているのではないだろうか。またこのことは、官吏を「国民大衆」から「遊離した立場をとらせないようにする」ための制度を考えて、「法の知識」を国民一般が共有できるようにすることによって、司法活動を法曹家の単なる「利得と支配との道具」にしないようにしようという297節の注解におけるヘーゲルの議論とも齟齬をきたしているのである。極論を言えば、フリードリッヒ大王の君主主権がそのように統治権における偶然性を解決できるのならば、「憲法も諸法律」も「法の知識」も必要ないからである。そして、そうなったら立憲君主制である必要もなくなり、まさにヘーゲルの法哲学は専制君主制で済むことになるのである。これは、明らかに論理的破綻を示している。これが、『法哲学綱要』序論で書かれていた法哲学の「論理学的精神」の破綻と逸脱を示す体系に特有のブラックホールを示唆するシンギュラリティ(理論的特

異点)の体系論理的(理論的)発見である。

こうしてみると、292節の個人と官職との偶然的な結びつきの問題や、293節の官吏の職務が免れる「偶然性」の問題も、いずれも君主権と主権、ないしは君主主権によってかなり安易に解消されてしまっているということが言えそうである。統治権濫用の偶然性問題の主権による解消の論理は294節注解(S.462, 550頁)の「気ままな勤め」「気ままで恣意的な」「気ままな不履行」などで少し詳述されてはいた。しかし294節注解(S.462, 550頁)の「勝手気ままな主観的目的」「義務にかなった勤め」等の議論を読むかぎり、カントにおける普遍的道徳法則による偶然性や衝突の排除に相当する論理的機能を、ヘーゲルにおいては「主権」が果たしているということが出来る。この点は、295節注解(S.463, 551頁)における叙述で結局は司法権による違憲行政審査権も立法権による国政調査権といった三権分立による抑制と均衡の制度は排除されるのに、そうした抑制と均衡の制度がないという制度の脆弱性は君主権によって補ううるといふあまりにも非現実的な統治機構論になっていることに通底している。つまり君主ひとりで行政権の恣意性を正すことができるという想定は、君主への直訴権が制度的に確立してもいなければ、そうした直訴を専従で取り扱う君主の官房的組織が恒常的な組織として整備されているわけでもなければ、非現実的である。アルノルトは二度にわたる直訴によって、たまたま偶然フリードリッヒ大王によってその直訴が受け入れられたから助かったものの、逆に直訴したこと自体を厳しく断罪されるという偶然的可能性もまた十分にあるはずである。これに対して現代日本の司法府(裁判所)や立法院(議会)にはそうした常設の違憲行政調査の組織があるわけではないにしても随時組織化することもできるし、裁判所において行政訴訟を起こす制度もあるのであるが、特に後者の機能は、権力分立において司法権のかわりに君主権を持ち出した以上、ヘーゲルの法哲学は行政の恣意性に対する司法権による抑制ということはいい出せないという法哲学の原理的構成をとってしまっているということになり、その分だけ余計に君主権の万能化に依存せざるをえない論理体系になっている。ここでのヘーゲルの法哲学の一貫性に対する問題点の指摘は、これまでの研究によくありがちであったような進歩的なりべらるなイデオロギーの価値尺度を時代の違いを無視して歴史無視的に(アナクロニズム的に)適用してヘーゲルの法哲学を断罪しているのでもなければ、現代の先進国の三権分立制度を自明の制度的規準として外在的にヘーゲル法哲学に「適用」して、その不十分さを問題にしているのでもない。そうではなくて、ヘーゲルの法哲学を人間の現実の社会生活におけるさまざまな偶然性の問題に対する思想史上稀に見るほどの極めて包括的な哲学的考察を行っているということを詳細にテキストに内在することによって証明して、その偶然性に対するヘーゲルの法哲学の考察の徹底性という首尾一貫性が国家論において崩れているということを明らかにしているという点において、ヘーゲルのテキストに対して決して外在的な批判を行っているのではなく、その矛盾ないしは非一貫性をテキスト内在的に指摘しているのである。

6. 触れられなかったアルノルト事件の経緯と大権判決の偶然性

かつて若きヘーゲルが「[まだもはや]「ドイツラントは国家ではない」と分析したように、かつての前近代的で領邦国家的な地方分権的な統治体制からプロイセンを中心とした中央集権体制国家へと進みつつあったドイツの法制史上において、アルノルト事件の位置を再配置することに

よって、ヘーゲルの統治権論の再理解を図るとき、その偶然性が少しより明瞭になる。そのためにも、アルノルト事件について改めて振り返ることも必要になる。

オーデル河の支流の水車小屋を領主シュメッタウへの賃料の支払い義務付きで相続したクリスティアン・アルノルトは、1770年に郡長ゲルスドルフがその上流に養鯉池を作って引水したため水量減少により水車が止まるようになったので、領主への賃料支払いを延滞するようになった。そこでシュメッタウは領主裁判所に訴訟を起こして勝訴して水車小屋を競売した。アルノルトはノイマルク地方裁判所に訴えたが敗訴したので、「君主は人民の第一の下僕」という『反マキャベッリ論』(1740年)で有名なプロイセン国家のフリードリヒ二世(大王)(1712-1786)に直訴し、大王はアルノルトの救済を命令する勅令を発したという事件である。にもかかわらずノイマルク地方裁判所は再度アルノルト敗訴の判決を出した。アルノルトは第二審のマルク高等裁判所へと控訴したが、この二審でも以前の経緯に拠ってゲルスドルフの引水の権利を認めるとともにアルノルトが領主への賃料支払いをしなかったという理由で領主による水車小屋競売の権利を認め、アルノルトは4度目の敗訴となった。ここで啓蒙専制君主のフリードリッヒ大王が再度介入し、司法大臣を解任するとともに3名の判事を拘留した。アルノルト敗訴の判決を出した高裁判事と地裁判事ならびに領主裁判所判事は、1780年の大王の勅令で罷免され1年間の禁固とアルノルトへの損害賠償を負うことになり、ゲルスドルフ郡長の養鯉池は破却された。

以上のような経緯に顕れていることは、領主裁判所と地方裁判所にマルク高等裁判所があり、さらにその他に既に1751年にはベルリン最高裁判所が成立していたように、審級制度の統一は完成に向けた途上にあつて錯綜した過渡期的状況にあつたということである。実はフリードリヒ大王とそれに抵抗する領邦等族の伝統的保守勢力の要素の双方が、西欧啓蒙の権力分立思想の影響を受けつつも、その分立する分枝の双方が保守的領邦的地方分権と専制的中央集権との間でせめぎ合いながら、徐々に近代的統一国家へと収斂していくプロセスの中で、その歴史プロセスの主体且つ客体として巻き込まれているのである。そして、それはヘーゲルの哲学についても妥当することで、ヘーゲル哲学だけが歴史から超出しているかのような「ミネルヴァの梟」(S.28, Vorrede, 序言174頁)として飛翔し得ているのではなかった。むしろ、ベンヤミンの「歴史の天使」に似ている。後ろを向いて過去と今だけを視界に入れつつ、「進歩」と名づけられた強風によって前方の未来に向かって「不可抗力的に」吹き飛ばされていたように見える¹⁵。

その証拠が、この事件の後日談である。大王の死後にプロイセン国王に就いたフリードリヒ・ウィルヘルム二世によって、大王の大権判決(Machtspruch)によって1年の禁固刑とされた先の判事達は全員無罪とされ、1787年の最高裁判所の最終審判決で一・二審判決が支持された¹⁶。この逆転無罪を、ヘーゲル『法哲学綱要』(1821年)295節注解は知らないはずはないのに、大王の介入を「必要かつ正当(erfordert und berechtigt)」と支持しながらも、その次の国王ならびに最高裁判所のもとでの逆転無罪には一切言及していない。今日では確かに啓蒙専制君主としてのフリードリヒ二世は「大王(der Große)」として開明的な「名君」とされ、その次の国王フリードリヒ・ウィルヘルム二世はフランス革命への干渉戦争を行うも単独講和で離脱してポーランド分割に参加し内政も反動政治を行ったとされている。このことはフランス革命当時において19歳のヘーゲルが学友のシェリングやヘルダーリンとともにフランス革命を祝賀したという立場から啓蒙的な「名君」の介入を「正当」としつつ、他方で反動的なフリードリヒ・ウィルヘルム二世の統治で

の逆転無罪を無視し言及しなかったとすれば、ヘーゲル法哲学は進歩的な政治的パンフレットとして評価できるかもしれないが、「論理学的精神にもとづく」(ヘーゲル)法哲学としては論理的貫性を欠いたものということになる。ドイツ法制史の近代化における「プロイセンの司法の官僚制化」の中にこの事件を位置づける今日のドイツ法研究では、この事件について次のように理解している。—「アルノルト事件における裁判所の抵抗は、官僚制化に対するシュテンデ〔等族〕の抵抗というよりは、むしろ、専門官僚となった裁判官が単に家産官僚として国王に対する恭順をこととするにとどまりえず、形式合理性を重視する近代的官僚の性格をも帯びるに至った結果、家父長的恣意への服従を拒否したもの、として理解されうるのである。…(中略)…フリードリヒ大王の啓蒙思想に内在する対立、すなわち権力自制思想と後見的干渉思想の対立を、なお明確な形ではないにせよ将来の顕在化を予想させつつ示すものにほかならなかった」¹⁷—。

7. おわりに—体系叙述(Darstellung)の偶然性と地政哲学—

ヘーゲルの法哲学はもはや、こうした時代的制約に埋没するものではないにしても、それを哲学的に対象化しつつ、後世のウェーバー的な概念である実質合理性と形式合理性との矛盾対立を止揚する論理とは一線を画しつつ¹⁸、法哲学における偶然性問題について独自の「論理学的精神」に依拠しながらも、そしてその論理への内在を徹底しようとするほど、君主主権もしくは国王大権の偶然的恣意性について体系的に一貫した法哲学的取扱いを逸したことが鮮明となるのであった。哲学上の偶然性をめぐるこの体系的特異点(シングュラリテイ)が体系的に恣意的なものであるかどうかは、つまり特異点が恣意的なものであるかどうかは、一もちろん啓蒙思想の立場に立つならば恣意的ということになると思われるにせよ—哲学的にはまた別の問題である。

1871年のドイツ統一以前にドイツは領邦国家(Landesstaat)に分断されていた。ということは、「ドイチュラントは、国家ではない」という若きヘーゲルの言葉は、ドイチュラントにあるのは、分裂した諸領邦国家(Landesstaat)ではあっても、国民主義的に統一された近代国家の体を成していないということであろう。それは、ヘーゲルが精神現象学を書いていたその最中その場所のイエーナ会戦で神聖ローマ帝国が崩壊する中で、国民国家形成に遅れることへの危機意識を育てたということが考えられる。11世紀後半以降の叙任権論争の頃の裁判権を保有する領邦的君主による領域支配の確立を背景に、封土の再授封を強制する12世紀末の授封強制(Leihezwang)という中世的な原則の確立以来の地方分権化が固定化したことによって、領邦国家の分立割拠が長く続いてきた。1220年に神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世が教会諸侯に対して関税徴収権や貨幣鑄造権や最高裁判権といった政治的特権を認めた特許状は、1231年に世俗諸侯にも認められ、翌年の協定とともに諸侯法(Fürstengesetze)を形成した。この皇帝特許状によってドイチュラント特有のライヒとラントの国制的二重構造の中で、領邦諸侯ないし領邦君主(Landesherr)と諸特権身分の集合体による領邦支配権ないし領邦君主権(Landesherrschaft)が形成されていく。1356年の金印勅書を経て7人の選帝侯の諸特権が諸侯に拡大される。ここに弱体化した皇帝権のもとで領邦諸侯は領邦の主権者化へ向かったものの、領邦内で特権的身分としての領邦等族が優勢であれば課税は困難となり、1495年に神聖ローマ帝国に設置されたローマ法を継受する帝国最高法院(Reichskammergericht)に領民が控訴上告する道も開かれた。三十年戦争のウェストファリア条

約で同盟締結権が認められたものの、領邦主権は国家主権には程遠いものだった。そうした中でプロシアやオーストリアで絶対主義が樹立されていく中で領邦主権(Landeshoheit)が形成され、さらに保護者(Protector)に就任したナポレオン1世によるライン同盟が各領邦君主の国家主権を承認して神聖ローマ帝国が消滅することで領邦主権の完成は他の領邦にも広がっていった。したがって、ドイツにおいてヘーゲルの時代における歴史的課題は、領邦主権が国家主権へと進みうるかどうか、ということであったのである。こうした点が盲点となると、現代の先進国の国制や価値観を外在的な基準として過去に当て嵌めて、その外在的基準に納まらないはみ出した部分を断罪する「プロクルーステースの寝台」(M. ウェーバー)めいた学問的断頭台が繰り返し出現する。そのとき、哲学的内実が歴史の彼方に忘却され放置されるという哲学的盲点が生まれる。この盲点が哲学的と言われるのは、その歴史的な内実の忘却(λήθη)の河の対岸で生きられた真内実(ἀλήθεια)の想起(ἀνάμνησις)が、プラトン『国家』末尾のエルの千年の旅路が伝えた哲学であったからである。主権をめぐる体系の偶然性を観測する19世紀のヘーゲルの「ミネルヴァの梟」であったものは、20世紀においてベンヤミンの「歴史の天使」になるわけである。

20世紀以降の現在の国民国家—国際社会—構造を自明の既成尺度とした観点からだけでは理解しにくい国家の生成と構造が、あの時代のあの地域において喫緊の課題としてあったということを確認しておくことが理解に資する。そしてそれこそが、英国史にも米国史にもロシア史にも中国史にも増して、今日の国際社会構造の謎を理解する際に必要不可欠な理解の鍵を示唆している。

こうした中央ヨーロッパの国制形成史の中で今日の三権分立は必ずしも自明の理ではなかった。その中で立法権・執行権・司法権からなるカント法哲学の権力分立論において、司法権の替わりに君主権を位置づけるという改訂をヘーゲルは行った。ヘーゲル法哲学において司法権はどこに行っただのかといえば、それは執行権ならぬ統治権のもとに含まれることになっていた。1748年のモンテスキュー『法の精神』と1797年のカント『人倫の形而上学』の三権分立論を知悉しながら、ヘーゲルが以上のような改変を行ったことの地政学的もしくは地政哲学的意味が少し垣間見えてくる。カントが生まれ育ち終生離れることのなかったケーニヒスベルクの地は、東欧の東端ポーランドのさらに北東に位置する現在のロシア連邦領カリーニングラードである。中欧ドイツランツの領邦主権の統治権と司法権をめぐる中世の特許状から諸侯法を経て領邦君主と領邦等族との間の権力競争をめぐる複数の裁判所制度間の緊張関係の中での領邦主権の形成から近代的国家主権への歴史的変動において周辺諸国間の生存競争と覇権争いの中での複雑な権力闘争の最前線から相当の距離を置いたところで、カントは最新の西欧啓蒙思想を多少なりとも客観的に消化吸收しながら『人倫の形而上学』をまとめた。ヘーゲルの法哲学は、フランス革命と対仏干渉戦争からナポレオン戦争ならびに神聖ローマ帝国の崩壊と反動と革命が交替する時代の中で、開明的な啓蒙専制君主の大権判決の介入と反動的な専制君主の大権判決の介入が交錯する中で、国家主権論を展開していた。当時の「ここが、ロードス島」、つまり哲学の現場であった。統治権の中に司法権を含ませるといったカント法哲学からの改変の理解の鍵は、そうしたところにある。

そうした哲学の現場(アクチュアリティ)において、偶然性をめぐる法哲学体系叙述の偶然性もしくは哲学的特異点(シンギュラリティ)が生成していたのである。保守とか反動とか時代的制約といった外在的な歴史的評価の偶有性の背後の裏面にあるものに眼を向けるとき、21世紀の現代

の法哲学と歴史哲学の裏面にあるものの影に焦点を当てる観測装置を構想することができるようになる。それはちょうど量子重力論の手がかりとなった宇宙数学におけるシンギュラリティの思弁的理論が東京オリンピックが開催された 1964 年に発見されてから初めてブラックホールの観測装置が構想されるようになって、長い年月を経てその理論的貢献者の一人であるスティーブン・ホーキング(1942 年～2018 年)の死の翌年にその装置によるブラックホールの観測結果が世界同時多発的に報告されるようになってさらに翌年の 2020 年(記念すべき二度目の東京オリンピックが翌年に延期された年)によく、そのノーベル物理学賞がその理論発見の残氓ロジャー・ペンローズに授与されたことから思弁されるものに似ている¹⁹。このスウェーデン王立科学アカデミーのノーベル賞授与決定のクロノロジーにこそ、ミネルヴァの梟の黄昏(夕暮れ)の飛翔が観測される。したがって、この「ミネルヴァの梟」の「黄昏」(ヘーゲル)を観測し記録することができるのは、「歴史の天使」(ベンヤミン)だけである²⁰。

(註)

¹ 拙稿「偶然と体系—偶然性をめぐるヘーゲル法哲学の体系的崩壊と現代のシンギュラリティ」『法政哲学』17号、法政哲学会、2021年、51頁。

² ヘーゲル全集からの引用や参照箇所への提示は、本文中の括弧内に略号をもって示す。略号の後の数字は、引用または参照箇所の巻数と頁数を表す。また、〔 〕は引用者による補いであり、特記しない限り引用箇所の傍点は引用者による。

W = G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*. Theorie-Werkausgabe. Suhrkamp (Frankfurt a. M), 1971.

GW = G. W. F. Hegel, *Hegel Gesammelte Werke*. Felix Meiner (Hamburg), 1968-.

なお、ヘーゲル『法哲学綱要』からの引用については、本文中の括弧内に W7 の頁数のあと、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(中央公論社、世界の名著 44、1978年)の頁数を記した。なお本稿における邦訳においては、ヘーゲルの著書に限らず、邦訳書を参考にしたが、原文対照の上で必要に応じて訳し直した箇所もある。なお〔 〕内は、筆者による補いである。

³ 前掲拙稿「偶然と体系」。

⁴ こうした一連の問題については、前掲拙稿。

⁵ この二つの側面に対応して統治機構にも二側面が必要となり、「諸官庁の組織化」には「形式的で困難な課題」(S.459,290節本文 546頁)があることになる。この点については290節本文を参照。なおこの二側面についてヘーゲルは簡潔に「上から下へ向かう主権と下から上へ向かうコルポラツィオンとの制度」(S.464,297節本文 552頁)とも表現している。

⁶ 前掲拙稿「偶然と体系」。

⁷ Ibid.

⁸ この道徳的偶然性の問題については、拙稿「道徳と偶然—ヘーゲルの道徳的行為論と福祉の論理学ならびに社会学的行為論—」2010年1月平成22年、「言語と文化」第7号、pp.145-168。法政大学言語・文化センター。

⁹ この善の悪への逆転というような弁証法的偶然性の問題については、拙稿「道徳における善と良心の偶然性—ヘーゲルの道徳論における偶然性の偶像化問題—」2011年平成23年3月、「子ども育成学部紀要」第2号、p.37-p.48。富山国際大学、43頁以降、特に45頁、ならびに拙稿「道徳の最高の尖端における善悪が転倒する偶然性—ヘーゲルにおける「正義」の「暴力」と「人間の安全保障」—」2012年平成24年3月、「子ども育成学部紀要」第3号、p.45-p.56。富山国際大学、参看。

¹⁰ 拙稿「国家権力の方立と国家主権の偶然性—カント的「実践理性の推論」とヘーゲルの「国民に相応しい政府」—」2020年令和2年3月、「子ども育成学部紀要」第11巻第2号、p.1-p.14。富山国際大学、特に3頁参看。

¹¹ これに先立つ時代の歴史的背景として、次の記述が参考となる。—「皇帝は、裁判所の判決と、帝国執行制度を用いてそれが実現することを通じて、領邦の等族と臣民が領邦君主による不法な処置

に対抗するのに力をかし、二つの帝国裁判所、すなわち帝国宮内法院と帝国最高法院を通じて〔領邦君主による〕裁判拒絶や専断に対する防壁をつくり出し、領邦外移住権や宗派間の同権など、帝国家上保障されたもろもろの自由を将来にわたって守ろうと試みた」(F・ハルトゥング、R. フィーアハウス他著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店 1982年、所収のゲルハルト・エーストライヒ「帝国国制とヨーロッパ諸国家体系(一六四八年―一七八九年)」208頁)。このような歴史に対して、フリードリヒ 2世は、「自由から二元主義への転換点」(同 225頁)を生み出したということになる。ここで二元主義とは、「ドイツ両大国の二元主義」のことである。

¹² 「ヘーゲルはこのようにして、近代国家の理性的形態は立憲君主制であるという彼の信念に反し、君主絶対主義の教義に到達したように思われる」(Z.A.ペルチンスキー「ヘーゲルの政治哲学」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、所収、481頁)。このような指摘は本研究の帰結と外形的には一致するが、しかしペルチンスキーの場合は国家の権力の他の二権(立法権と統治権)が君主権の下位に置かれるというヘーゲルの立論からこの指摘に至っているのに対して、本研究の場合はアルノルト事件という具体的な事例に即してヘーゲルが考察している記述に基づいて、それが「憲法と諸法律」に依拠する君主制というヘーゲル自身の君主制の記述に反しているという内在的非一貫性に基づいて立憲君主制をヘーゲルが実質的に踏みにじっているというテキスト内在的な事実によって同様の帰結に到っているという点に、相違がある。帰結もしくは政治的評価において収斂するにしても論証プロセスが異なるということは、政治的には重要な問題ではないという状況もありうるかもしれないが、法哲学的には重要な相違である。さらにましてやペルチンスキーの研究の場合には、法哲学における偶然性の問題という視点も、「総体性の三契機」というヘーゲル独自の「総体性」の論理への理解もない。

¹³ 拙稿「司法の偶然性と意識の弁証法—ヘーゲル法哲学における福祉と所有の現実化過程—」2017年平成 29年 3月、「子ども育成学部紀要」第 8号、p.13-p.23.富山国際大学。

¹⁴ 「総体性の三契機」の論理については、拙稿「国家権力の分立と国家主権の偶然性—カント的「実践理性の推論」とヘーゲルの「国民に相応しい政府—」2017年平成 29年 3月、「子ども育成学部紀要」第 11巻第 2号、p.1-p.13.富山国際大学、特に、7頁、9頁以降。

¹⁵ W. Benjamin, Die geschichtsphilosophischen Thesen, *Gesammelte Schriften*, Bd. I・2, Suhrkamp (Frankfurt a. M), 1980. S.697f.

¹⁶ 村上淳一『ドイツの近代法学』東京大学出版会、1964年、88頁以降。本稿におけるアルノルト事件に関する史的理解は、こうした先行研究に負っている。

¹⁷ 村上淳一、前掲同書、102頁。

¹⁸ 前掲拙稿「道徳と偶然—ヘーゲルの道徳的行為論と福祉の論理学ならびに社会学的行為論—」、150頁、152頁、154頁以降。

¹⁹ そのブラックホールのシンギュラリティ理論が発見された 1964年に開催された一度目の東京オリンピックに続いて、そのノーベル物理学賞が授与された 2020年に予定されていた二度目の東京オリンピックの方は、周知のように新型コロナ・ウィルスの全世界的パンデミックによって翌年へとスルーされてヘーゲル法哲学(1821年)刊行から二百年となる 2021年へと延期されたが、これが歴史の偶然であるか必然であるかは、目下のところ自明ではない。

²⁰ このベンヤミンの「歴史の天使」を知ってか知らずか、P.ヴァレリーは次のような名言を残したと、現在の新型コロナのパンデミックの帰趨に寄せて今日の新聞コラムは伝えている。「コロナと共に過ごす年月、私たちは未来の予測がいかに難しいかを思い知った。科学と技術がどれだけ進歩しようとも、仏詩人ポール・ヴァレリーが残した名言のごとく『我々は後ずさりしながら未来に入っていく』。見えているのは今と過去だけ。感染激減しても手放しで喜べない。慎重に足場を探りながらの歩みが続く」(日本経済新聞 2021年 10月 18日付朝刊コラム「春秋」)。だから、「風立ちぬ、いざ生きめやも」(堀辰雄『風立ちぬ』冒頭)。だから、現代の既成規準を疑うこともなく固定したホイッグ史観的な思想史研究は、「プロクラーステスの寝台」(M.ウェーバー『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』)のようなジャコバン派的ギロチンが抹殺したコンドルセやベンヤミンの犠牲を惜しまないし省みることもない。この理論と観測との思弁的關係への無理解が、科学史における「プロクラーステスの寝台」の啓蒙のサディスティックなギロチンを現象させる。それは哲学が「癒し(セラピー)」(プラトン)であることを、つまり「哲学」であることをやめる時代である。啓蒙の自己啓蒙つまり啓蒙の自己再帰性(A.ゲッテン)が必要となる時代でもある。

「抑圧された者の伝統は、私たちがその中に生きている『有事(Ausnahmezustand 非常事態)』が平時(Regel)であることを教える。…(中略)…ファシズムに結局はチャンスを与えてしまうのは、ファシ

ズムへの対抗者たちが、史的基準としての進歩という名においてファシズムに対抗していることである」(W. Benjamin, *ibid.* S.334.)。C.シュミットの「非常事態」概念を揶揄したベンヤミンの1940年のこの「絶筆」での「ファシズム」を「ヘーゲル」に置換してみてもという提案をしたら、フランシス・フクヤマをはじめとする「ファシズムの対抗者たち」は、平静でいるだろうか。2001年9月11日に寄せた Slavoj Žižek, *Welcome to the Desert of the Real: Five Essays on September 11 and Related Dates*, Verso, 2002. がベンヤミンの絶筆の21世紀版にほかならないのは、9.11のニューヨークにおける先進国の「非常事態」が、第三世界の「抑圧された者の伝統」においては「通常(Regel)」「平時(Regel)」であったことを、「抑圧」者側の「現実界(Real)」に伝えようとした消息であることを、そのタイトルによって明示していることによっても明らかである。

ところで、1892年生まれの「ベンヤミンは、独ソ不可侵条約の締結をもって、自分がそれまで共産主義に込めてきた一切の希望が崩れ去っていくのを経験した」(S.モーゼス『歴史の天使：ローゼンツヴァイク、ベンヤミン、ショーレム』合田正人訳、法政大学出版局、2003年、18頁)のに対して、同じユダヤ系亡命者の1909年生まれのP.ドラッカーは『経済人の終わり』(1939年)で同年直後の独ソ不可侵条約を予言し、ウィンストン・チャーチルと世界史を動かした。ここに示唆されているのは、「歴史の天使」とは異なる別の「歴史哲学テーゼ」の可能性であり、それはヘーゲル哲学を新しく理解し直シラカトシュの科学哲学から社会構成学派に連なるイアン・ハッキングらの新科学哲学の潮流に掉さす。